

区と契約を締結された方へ

暴力団等排除のための下請負人等の確認について

目黒区では、区の全ての契約から暴力団等の排除に取り組んでいます。

そのため、契約書中「暴力団等排除に関する特約条項」にも記載していますが、区との契約締結者が暴力団及び暴力団員等と利益供与、利用、親交等があった場合には入札参加除外措置や契約解除の対象となります。また、下請負人等(二次以下の下請負人等を含む。以下同じ。)が暴力団等排除措置要件に該当することが判明した場合には、下請負人等との契約を解除していただきます。

つきましては、当該契約を下請負させる場合又は委託する場合には、下記の点に留意のうえおこなってください。

下請負人等が入札参加除外措置中でないことを確認すること。

下請負人等が暴力団等排除措置要件に該当することが判明した場合は、下請人等との契約を解除すること。

下請負人等が暴力団等排除措置要件に該当することが判明した場合、下請人等との契約を解約又は解除できる旨を当該契約に定めること。

上記 ~ については、下請負人等にも周知してください。

なお、入札参加除外措置中の業者については、契約課前掲示板及び目黒区ホームページ(アドレス:<http://www.city.meguro.tokyo.jp/nyusatsu/shimeiteishi/index.html>)で公表しています。

【関連規定】

目黒区暴力団排除条例

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/torikumi/anant/boryokudanhaijo/index.html>

目黒区契約における暴力団等排除措置要綱等

http://www.city.meguro.tokyo.jp/nyusatsu/keiyaku_seido/haijyo/index.html